

独立企業間価格の算定方法

移転価格税制における独立企業間価格の算定方法は、租税特別措置法66条の4第2項に規定があります。

1 独立企業間価格の意義

租税特別措置法66条の4第2項は、以下のように規定しています。

「租税特別措置法66条の4第2項「独立企業間価格とは、国外関連取引が次の各号に掲げる取引のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める方法のうち、当該国外関連取引の内容及び当該国外関連取引の当事者が果たす機能その他の事情を勘案して、当該国外関連取引が独立の事業者の間で通常の取引の条件に従って行われるとした場合に当該国外関連取引につき支払われるべき対価の額を算定するための最も適切な方法により算定した金額をいう。」

この規定で「当該国外関連取引の内容及び当該国外関連取引の当事者が果たす機能その他の事情を勘案して、当該国外関連取引が独立の事業者の間で通常の取引の条件に従って行われるとした場合に当該国外関連取引につき支払われるべき対価の額」の部分が独立企業間価格の意義を規定しています。

2 独立企業間価格の算定方法

独立企業間価格の算定方法は、棚卸資産取引と棚卸資産取引以外の取引に分けて規定されており、棚卸資産取引については、独立価格比準法（措法66の4②一イ）、再販売価格基準法（同号ロ）、原価基準法（同号ハ）およびこれらに準ずる方法その他政令で定める方法が規定されています。

その他政令で定める方法は、利益分割法（比較利益分割法（措令39条の12⑧一イ）、寄与度利益分割法（措令39条の12⑧一ロ）、残余利益分割法（措令39条の12⑧一ハ））、取引単位営業利益法（措令39条の12⑧二～五）、DFC法（措令39条の12⑧六）があります。

棚卸資産取引のこれらの方法を適用する場合には、語尾に「同等の方法」という文言が付加されます（措法66の4②二）。

「準ずる方法」は、法令で定められている方法考え方から乖離しない限度の合理的な方法をいいます。例えば、課税当局が更正処分において独立企業間価格の算定法が、「再販売価格基準法に準ずる方法と同等の方法*¹」といえるかどうか争点となったアドビ事件原審判決¹では、「「準ずる方法」とは、〔1〕取引内容に適合し、かつ、〔2〕基本3法の考え方から乖離しない合理的な方法をいうものと解するのが相当であり、また、「同等の方法」とは、それぞれの取引の類型に応じて、基本3法と同様の考え方に基づく算定方法を意味するものであると解されるから、結局、「基本3法に準ずる方法と同等の方法」とは、棚卸資産の販売又は購入以外の取引において、それぞれの取引の類型に応じ、取引内容に適合し、かつ、基本3法の考え方から乖離しない合理的な方法をいうものと解するのが相当である。」と判示しています。

¹ 東京地裁平成19年12月7日判決

3 最も適切な方法

最も適切な独立企業間価格算定方法の選定にあたって、以下の点を勘案するものとされています（措法基本通達66の4(2)-1）。

- (1) 各独立企業間価格の算定方法の長所及び短所
- (2) 国外関連取引の内容及び当該国外関連取引の当事者の果たす機能等に対する独立企業間価格の算定方法の適合性
- (3) 独立企業間価格の算定方法を適用するために必要な情報の入手可能性
- (4) 国外関連取引と非関連者間取引との類似性の程度（当該非関連者間取引について、差異調整等を行う必要がある場合には、当該差異調整等に係る信頼性を含む。）

今回の用語

* 1 準ずる方法と同等の方法

用語の解説については、会員専用ページ（ホームページ）でご覧いただけます。

この記事は、2023年8月現在の法令をもとに作成されています。

お問い合わせ先：日税国際税務フォーラム
TEL：03-3340-4488
FAX：03-3340-2514
Mail：boat_kz@nichizei.com

情報提供：
太陽グラントソントン
（グラント・ソントン 加盟事務所）